議案第40号

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月1日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、 本案を提出する。

> 瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「第3条から第7条関係」を「第3条一第7条関係」に改め、同表駅前中心商業地区の欄中「この限りではない」を「この限りでない。」に、「第2条第1項第1号から第8号」を「(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第5号まで」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に、「建築物を除く」

を「建築物を除く。」に改め、住工共存地区の欄及び工業地区の欄中「第8号」を「第5号まで」に、「建築物を除く」を「建築物を除く。」に改め、同表(き)の項中「自動車車庫を除く」を「自動車車庫を除く。」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項及び第2項に規定する届出について適用し、同日前になされた届出については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

新								IΒ								
								別表第1 略								
別表第2(<u>第3条</u> —第7条 <u>関係</u>)								別表第2(<u>第3条から第7条関係</u>)								
1	 1 略							1 略								
略略略								略略略								
2 略								2 略								
略	略	略	略	駅前中	住工共	工業地		略	略	略	略	駅前中	住工共	工業地		
				心商業	存地区	区						心商業	存地区	区		
				地区								地区				
略	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	略		
				(1)幹線	(1) 略	(1)風俗						(1)幹線	(1) 略	(1)風(
				道路や	(2)風俗	営業等						道路や	(2)風俗	営業等		
				駅前広	営業等	の規制						駅前広	営業等	の規制		
				場に面	の規制	及び業						場に面	の規制	及び業		
				する部	及び業	務の適						する部	及び業	務の通		
				分で一	務の適	正化等						分で一	務の適	正化等		
				階を居	正化等	に関す						階を居	正化等	に関す		
				住の用	に関す	る法律						住の用	に関す	る法律		
				に供す	る法律	第2条第						に供す	る法律	第2条		
				るもの	第2条第	1項第1						るもの	第2条第	1項第		
				(玄関、	1項第1	号から						(玄関、	1項第1	号から		
				階段等	号から	第5号ま						階段等	号から	第8号		
				は <u>この</u>	第5号ま	<u>で</u> に規						は <u>この</u>	第8号に	規定す		
				限りで	<u>で</u> に規	定する						限りで	規定す	る「風		
				<u>ない。</u>)	定する	「風俗						<u>はない</u>)	る「風俗	営業」		
				(2)風俗	「風俗	営業」の						(2)風俗	営業」の	用に供		
				営業等	営業」の	用に供						営業等	用に供	する建		
				の規制	用に供	する建						の規制	する建	築物		
				及び業	する建	築物						及び業	築物	(2)廃		
				務の適	築物	(2)廃棄						務の適	(3)廃棄	物の処		
				正化等	(3)廃棄	物の処						正化等	物の処	理及び		
				に関す	物の処	理及び						に関す	理及び	清掃に		
				る法律	理及び	清掃に						る法律	清掃に	関する		
				(昭和23	清掃に	関する						第2条第	関する	法律に		
				年法律	関する	法律に						1項第1	法律に	規定す		

	第122	法律に	規定す		号から	規定す	る一般
	<u>号) 第2</u>	規定す	る一般		<u>第8号</u> に	る一般	廃棄物
	条第1項	る一般	廃棄物		規定す	廃棄物	処理加
	第1号か	廃棄物	処理施		る「風俗	処理施	設及で
	ら第5号	処理施	設及び		営業」の	設及び	産業原
	<u>まで</u> に	設及び	産業廃		用に供	産業廃	棄物如
	規定す	産業廃	棄物処		する建	棄物処	理施詢
	る「風俗	棄物処	理施設		築物	理施設	の用り
	営業」の	理施設	の用に		(3) <u>廃棄</u>	の用に	供する
	用に供	の用に	供する		物の処	供する	建築物
	する建	供する	建築物		理及び	建築物	(瑞穂
	築物	建築物	(瑞穂町		清掃に	(瑞穂町	内で多
	(3) <u>廃棄</u>	(瑞穂町	内で発		関する	内で発	生した
	物の処	内で発	生した		<u>法律</u> に	生した	一般原
	理及び	生した	一般廃		規定す	一般廃	棄物類
	清掃に	一般廃	棄物処		る一般	棄物処	理施調
	関する	棄物処	理施設		廃棄物	理施設	の用り
	法律(昭	理施設	の用に		処理施	の用に	供する
	和45年	の用に	供する		設及び	供する	建築物
	法律第1	供する	建築物		産業廃	建築物	を除く
	<u>37号)</u> に	建築物	を除		棄物処	を除く)	
	規定す	<u>を除</u>	<u><.</u>)		理施設		
	る一般	<u><.</u>)			の用に		
	廃棄物				供する		
	処理施				建築物		
	設及び				(瑞穂町		
	産業廃				内で発		
	棄物処				生した		
	理施設				一般廃		
	の用に				棄物処		
	供する				理施設		
	建築物				の用に		
	(瑞穂町				供する		
	内で発				建築物		
	生した				<u>を除く</u>)		
	一般廃						
	棄物処						

		理施設 の用に 供する <u>建築物</u> <u>を除</u> <u>く。</u>)							
略	略	略	略	略	略				
(略	略	(略	略				
き		(1) 略	き		(1) 略				
)		(2)物置その他これらに類する用途)		(2)物置その他これらに類する用途				
		(<u>自動車車庫を除く。</u>)に供し、軒			(自動車車庫を除く)に供し、軒の				
		の高さが2.3m以下で、かつ、床面			高さが2.3m以下で、かつ、床面積				
		積の合計が5m ² 以内であるもの			の合計が5m ² 以内であるもの				
		(3) 略			(3) 略				

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月23日から施行す る。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施 行の日以後になされた都市計画法(昭和43 年法律第100号)第58条の2第1項及び第2項 に規定する届出について適用し、同日前に なされた届出については、なお従前の例に よる。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。